

国空推第 21 号
平成 21 年 4 月 28 日

(各関係航空会社) 殿
(各空港管理者) 殿

航空局長

新型インフルエンザ発生への対応について

本日、世界保健機関(WHO)がフェーズ4を宣言し、新型インフルエンザの発生が正式に確認されたのを受け、政府に新型インフルエンザ対策本部が設置されました。同本部会合においては、検疫・入国審査の強化、空港における広報活動の強化を実施するとの対処方針が決定されており、今後、検疫所から貴社に対し、下記の事項について対応を求められた場合は、これに協力していただけるようお願いいたします。円滑な対応に向けて、当局として了知しておくべき点があれば関係当局との調整も行いますのでご連絡頂きますよう、合わせお願いいたします。

記

- ・ 発生国の空港における検疫強化についての案内文の掲示
- ・ 機内における案内文、調査票等の配布
- ・ 検疫法に基づく検疫前通報の徹底
- ・ 検疫前通報により有症者が確認された場合の再確認への協力
- ・ 機内検疫が行われる場合の実施協力
- ・ 有症者が同意のうえ入院した場合、機内預託荷物の代理通関手続き等の実施
- ・ 発生国からの入国者とそれ以外の者との動線の分離
- ・ 患者発生時の動線の確保
- ・ 航空会社、空港会社等の職員の感染を防ぐため検疫所職員からの指示がある場合の対応